

浦安市立高洲北小学校PTA会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、浦安市立高洲北小学校PTAと称し、事務所を高洲北小学校に置きます。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、会員の相互理解・信頼構築を図り、また、会員と地域社会が連携して、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

(方針)

第3条 本会は、ゆたかな教育を目指す自主団体として活動し、特定の政党や宗教に偏る事なく、また、営利行為は行いません。

本会は、学校の人事及び管理には干渉しません。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するための活動を行います。

(会員)

第5条 本会の会員は、高洲北小学校に在学する児童の保護者と教職員とします。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名以上 (うち教頭1名)
- (3) 書 記 2名以上
- (4) 会 計 3名 (うち教職員1名)
- (5) 会計監査 2名 (うち教職員1名)

2 役員任期は1年とし、次年度役員が決定するまで任務を引き継ぐこととしますが、再任は妨げません。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとします。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行します。
- (3) 書記は、庶務をつかさどり、記録や通知その他書類の作成保管にあたります。
- (4) 会計は、総会で決定された予算に基づき、会計事務一切を行います。
- (5) 会計監査は、本会の会計監査を行い、総会において監査結果を報告します。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会に諮って決定します。

2 役員に途中欠員が生じた場合、運営委員会において協議し、残任期間について欠員の補充をすることができます。ただし、会長に欠員が生じた場合については、副会長のいずれかが残任期間を代行することとします。

3 役員を選考にあたっては、必要に応じて役員選考委員会を設置することができます。

(学校長)

第9条 学校長は必要に応じて会議に出席し、本会と学校運営上の調整などについて意見を述べるすることができます。

(組織)

第10条 本会は次の機関を置きます。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 専門部
- (5) 学級会

(総会)

第11条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とします。

2 総会は、年1回会長が召集します。ただし、運営委員会が必要と認めたときには臨時に開くことができます。

3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立します。

4 総会の議事は出席者の過半数の賛成で決定します。ただし、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。

5 総会では、次の事項を審議します。

- (1) 活動報告及び決算
- (2) 活動計画及び予算
- (3) 役員承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要な事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、本部役員会と各専門部の部長及び副部長をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として当該年度の活動方針・計画に則って日常的な議案の審議、承認を行います。

2 運営委員会は原則として月1回会長が召集します。

3 運営委員会は、次の事項を審議します。

- (1) 総会で決議された事項の運営
- (2) 本部役員会、各専門部より提出された議案の審議及び連絡調整
- (3) 規程及び細則の制定・改廃
- (4) その他必要事項の議決及び処理

(本部役員会)

第13条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成し、必要に応じて会長が召集します。

2 本部役員会は、運営委員会に必要な事項を協議・調整します。

(専門部)

第14条 本会の活動を充実させるために次の専門部を置きます。

- (1) 校内活動部
- (2) 校外活動部
- (3) 学級活動部

2 専門部は、クラス役員により構成されます。

3 専門部に部長1名、副部長1名、書記2名を置きます。

4 専門部の細則は運営委員会において決定します。

5 運営委員会において必要と認められた場合、別に専門部を置くことができます。

(学級会)

第15条 学級会は、各学級ごとに保護者と担任で構成され、高洲北小学校PTAの基盤とします。

2 学級会に、クラス役員3名を置きます。

(会計)

第16条 本会の運営に要する経費は、会費とその他の収入をもってあてます。

2 会費は一世帯月額250円とし、教職員も同額とします。

3 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

(浦安市青少年補導員)

第17条 青少年の非行防止と健全育成を図る目的として活動しています。

2 PTAとは別の外部委員となります。

3 小、中、高教員、PTA会員(各校1名)、関係団体代表(青少年相談員、子ども会、民生委員等から計8名)、民間有識者が委託されています。

4 期間は、7月1日より翌年6月30日までとします。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は細則として運営委員会の議決を経て別に定めることができます。

附 則

この会則は、平成18年 7月22日から施行します。

附 則

この会則は、平成19年 4月28日から施行します。

(第15条クラス役員の定数改正)

附 則

この会則は、平成20年 4月26日から施行します。

(第6条役員の定数改正)

附 則

この会則は、平成24年 4月21日から施行します。

(第2条目的及び第12条運営委員会の改正)

浦安市高洲北小学校PTA役員免除規程

第1条 この規程は、高洲北小学校PTA（以下「本校PTA」という。）の本部役員並びにクラス役員（以下「役員」という。）の選出にあたり、経験者並びにやむを得ない事情がある会員等の選出免除に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2条 本校PTAの本部役員並びにクラス役員を経験した会員及び外部役員を経験した会員の役員選出免除期間は、下記のとおりとします。

- (1) 本校PTAの本部役員を経験した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の選考対象から除外されることができます。
- (2) 本校PTAの専門部の部長及び副部長を経験した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の選考対象から除外されることができます。
- (3) 青少年補導員など、本校PTAの推薦により外部組織の委員となった場合、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の選考対象から除外されることができます。
- (4) 本校PTAのクラス役員（専門部の部長及び副部長となった者を除く）を経験した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の役員選出の選考対象から除外されることができます。

ただし、一児童につき一回とし、兄弟姉妹がいる場合は、翌年であっても選考対象となります。

*前項で言う経験とは、原則として一年間、その職を努めた場合をいいます。

第3条 やむを得ない事情があり、会長が適当と認める場合は、その事由が解消されるまでの間、役員選出の選考対象から除外されることができます。

ただし、やむを得ない事情とは下記の事例などをいいます。

- (1) 入院・加療などの予定がある。
- (2) 慢性的な疾患で、活動が困難である。
- (3) 出産予定である。
- (4) 年度途中で転出することが決まっている。
- (5) その他、会長が役員選出が適当でないと認める場合。

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会に諮って決定します。

附 則 この規程は、平成22年11月5日から施行します。

（経過措置）

この規程が施行される前に本校PTAの役員を経験した会員については、本規程の適用を受けるものとします。

ただし、適用される免除期間の基準日は、その経験した役員の任期終了日とします。

浦安市立高洲北小学校PTA慶弔規程

第1条 この規程は、浦安市立高洲北小学校PTA（会員並びに児童）の慶弔に関する事項を定めます。

第2条 この規程による慶弔金の区分及び金額は別表のとおりとします。

第3条 この規程に定めのない事項で、必要と認められる場合は、会長及び副会長において決定し、次回の運営委員会に報告することとします。

第4条 この規程を改正する場合、運営委員会の決議を必要とします。

附 則 この規程は、平成18年 7月22日から施行します。

別 表

種 別	該 当 者	金 額	備 考
結婚	教職員	5,000円	
出産	教職員	5,000円	
死亡	会員・児童	10,000円	
	教職員の配偶者及び子	5,000円	
	教職員の実父母	5,000円	

浦安市立高洲北小学校PTA会費徴収規程

第1条 この規程は、浦安市立高洲北小学校PTAの会費徴収に関する事項を定めます。

第2条 会費は一世帯あたり月額250円とし、年度分を一括徴収します。

第3条 年度途中の転入転出の場合は次のとおりとします。

(1) 転入の場合は、転入の翌月より年度末までの分を徴収します。

(2) 転出の場合は、転出の翌月より年度末までの分を返還します。

第4条 会費は、会員からの申し出があった場合、運営委員会の承認により減免することができます。

第5条 この規程を改正する場合、運営委員会の決議を必要とします。

附 則 この規程は、平成18年 7月22日から施行します。